

～歳末たすけあい運動助成事業～  
令和2年度 第2回地域福祉活動応援助成 募集要項

## 1. 目的

清瀬市内において、たすけあいに繋がる地域活動が広がることを目指し、歳末たすけあい募金を原資として、活動実践を行う団体に対して助成を行う。

## 2. 助成対象活動（団体）

- (1) ボランティア・NPO法人等の非営利グループ
- (2) サロン活動グループ
- (3) 自治会等の小地域で行う見守り・交流会、その他たすけあい活動
- (4) 当事者団体（障害当事者、疾病に関する患者の会等）
- (5) 地域福祉推進に取り組む民間福祉施設

## 3. 助成団体（事業）の条件

- (1) 令和2年度中に行われる事業であること。
- (2) 主に清瀬市内で清瀬市民を対象とした活動を行っていること。
- (3) 個人間の活動ではなく、概ねスタッフが3人以上おり、参加者が生じる事業にあっては概ね5人以上の参加があること。
- (4) 申請事業に関して行政機関より補助金の交付を受けていないこと。また、補助金交付を受けた場合は本助成金を返還すること。
- (5) 事業運営費は、他の財源（民間助成金、自主財源等）も活用していること。
- (6) 特定の政治団体、宗教団体、営利団体から独立していること。
- (7) 社会福祉協議会会員（助成金交付時）が含まれる取り組みであること。
- (8) 1団体での申請は1事業であること。（ただし、複数の団体が共同して取り組む事業や備品整備などで必要と認められた場合はこの限りでない。また、複数事業で助成を得ようとするとき、これらの合算助成申請額が1事業の助成上限額を超えない範囲内であり、必要性が高いと認められる場合も、この限りではない。）
- (9) 清瀬市内で行われる共同募金事業に協力すること。（別紙参照）

## 4. 主な助成経費

地域のささえあいに繋がる以下の経費に対して助成を行う。

- (1) 学習会、研修会、サロン等の交流会開催経費（講師謝金、会場使用料、印刷経費、通信運搬費、行事保険代など）
- (2) 見守りやたすけあい活動の運営経費  
（不動産取得 人件費 事務に使用する機器等は除く）
- (3) 調査研究経費（資料代、印刷経費など）
- (4) 活動に必要な器具の開発、購入経費

## 5. 助成の対象とならない費用

- (1) 団体の運営に関する費用（不動産取得 人件費 事務に使用する機器等）
- (2) 飲食物を提供するための食材費（但し子ども食堂（※1）運営にかかる費用は対象とする）

- (3) もっぱらスタッフの視察、交流にとどまる費用
- (4) 地域の伝統行事・お祭りなどの本来地域内の会費・寄付により賄われる費用
- (5) 第三者に資金や物品を交付する費用
- (6) メンバーのボランティア保険加入費
- (7) 主な事業を外部に委託する場合の費用

## 6. 助成金額

	内容	助成上限額
①	継続的にたすけあい活動に取り組む事業費	3万円
②	事業を行うにあたって必要な備品整備費及び設備整備費	5万円
③	複数の団体が共同して取り組む事業規模の大きい取り組み	10万円
④	その他配分すいせん委員会が必要と認めた場合 例)・①の活動のうち 公共施設等の会場借り上げ経費のみで、①の上限額を上回る場合 ・子ども食堂の運営にかかる食材費のみで、①の上限額を上回る場合 ・事業の波及効果が市民全体に及ぶような取り組み など	10万円

## 7. 受付期間 7月15日(水)～9月11日(金)

## 8. 応募書類 (1)～(3)は必須

- (1) 助成金交付申請書(窓口配布・ホームページよりダウンロード可)
- (2) 会則・規約等団体の運営ルールを定めた書類
- (3) 会員(役員)名簿
- (4) その他、独自に作成している場合は、事業計画書、予算書、企画書(要項)、広報リーフレット

## 9. 審査

- (1) 東京都共同募金会清瀬地区配分すいせん委員会で審査の上決定する。
- (2) 審査にあたっては、公益性、実現性、継続性、発展性、独自性、先駆性、緊急性、客観性などを考慮に入れる。
- (3) 備品整備費は、前年度に助成した団体には原則として助成しない。備品必要は、必要最小限の範囲で対象と捉え、借用など代替手段を優先して考えるものとする。申請する場合にあっても可能な限り自己財源の活用を図っているかを考慮する。

※実際の備品購入は、できるだけ市内事業所の利用をお考えください。

## 10. 助成決定 9月下旬(資金交付は10月上旬)

### 11. 助成団体の責務

- (1) 助成を受けた団体は、所定の報告書により令和3年4月23日(金)までに実績報告を行う。
- (2) 残余额が生じた場合及び助成条件に合わない形で使用された場合は返還する。
- (3) 助成事業について広く市民の参加を求めるとともに、その活動内容や成果を積極的に広報(報告)すること。

【問合せ・申込み】 **清瀬市社会福祉協議会 042-495-5333**

〒204-0011 清瀬市下清戸 1-212-4 コミュニティプラザ2階

shakyoki116@siren.ocn.ne.jp

来所でのご相談にあたっては、予めご連絡をお願いいたします。

## 別紙

※1 次の条件を満たしているものを「子ども食堂」とします。

- 子どもには無料又は低額で食事を提供していること
- 提供される食事は手づくりのものであること（安全面、衛生面に十分配慮を行うこと）
- 参加者に子どもが5名以上含まれていること、市民がそのうち3分の2以上含まれること
- 開催場所が原則的に固定されていること
- 定期に開催されていること
- 最低1年以上は継続して活動できる見込みがあること
- 食事の提供だけでなく、居場所や学習支援、レクリエーション等のプログラムが考えられていること